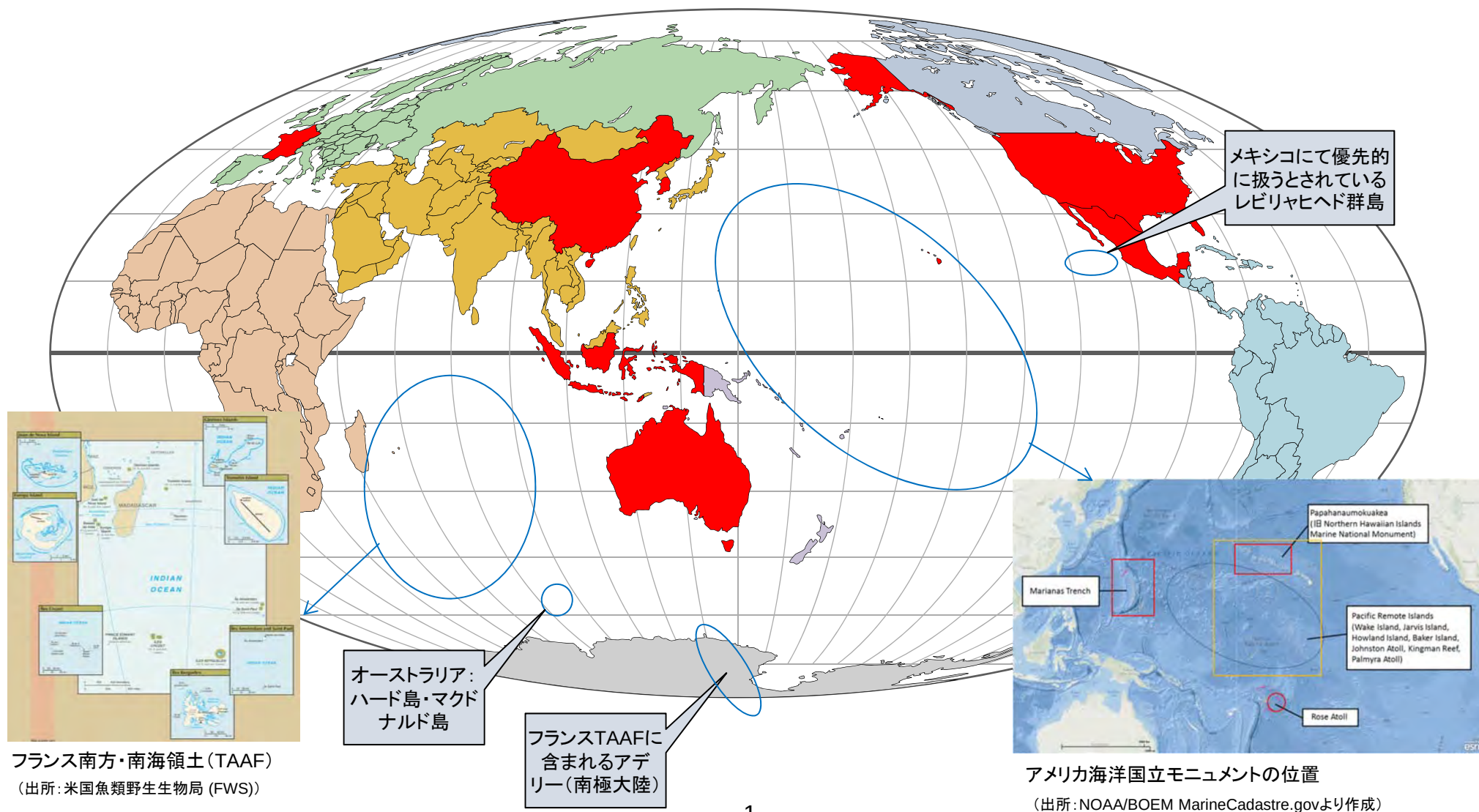


諸外国の遠隔離島の保全・管理に関する施策について

資料1

アメリカ、インドネシア、オーストラリア、韓国、中国、フランス、メキシコの7カ国(赤で表示)を対象に調査を実施。



諸外国の遠隔離島の保全・管理に関する施策の概要一覧

国名	主要施策・法制等	主管官庁	対象離島及び施策の特徴等
アメリカ	海洋国立モニュメント・アクセス規制に関する大統領宣言 *根拠法: 遺跡保護法(1906年)	- 商務省 - 内務省 - 国務省 - 国防総省	- 北西ハワイ諸島、マリアナ海溝、太平洋離島及びローズ環礁が対象。 - 各離島において、石油・天然ガスの探査・開発・生産、商業目的の漁業等を禁止
インドネシア	- 大統領令2005年第78号(PP26 TAHUN 2005)「最遠隔小島の管理について」 - 法令2007年第27号(UU 27/2007)「沿岸部小島の管理について」 - 海洋漁業大臣令2008年第16号(PER.16/MEN/2008)「沿岸部小島管理計画」 - 政令2010年第62号(PP 62 TAHUN 2010)「最遠隔小島の活用について」	- DG KP3K (海洋漁業省傘下機関) - 地理空間情報局(BIG)	19州92島が対象(大統領令2005年第78号「最遠隔小島の管理について」の付録でリスト化) - 政令2010年第62号「最遠隔小島の活用について」では、最遠隔小島を定義し、これらが特定の国家戦略的重要性があるものであり、防衛・安全保障、公共目的、環境保全目的でのみ用いられると定める。 - 法令2007年第27号「沿岸部小島の管理について」を受けて、海洋漁業省(MMAF/KKP)の下に海岸地域及び小島管理計画政策を担う機関海洋沿岸小島総局(仮訳)(DG KP3K)を設置。
オーストラリア	環境保護及び生物多様性保全法	インフラ及び地域開発局	- ハード島及びマクドナルド島、珊瑚海諸島等が対象。 - 海洋エリアを連邦海洋保護区(Marine Reserve)に指定し、在来種に影響を与える行動等特定活動を禁止
韓国	- 無人島嶼保全管理法(2010年) - 無人島嶼総合管理計画(2010年)	国土海洋部(海洋水産部)	無人島嶼を4類型(絶対保全無人島嶼、準保全無人島嶼、利用可能無人島嶼、開発可能無人島嶼)に分類した上で、類型毎に各種行為を規制。

諸外国の遠隔離島の保全・管理に関する施策の概要一覧

国名	主要施策・法制等	主管官庁	対象離島及び管理方針の特徴等
中国	- 無人海洋島保護及び利用管理規定(2003年) - 海島保護法(2010年)	国家海洋局	- 有人島:開発・建設する際の環境影響、生態系の修復等の実施 - 無人島:採石等の採取、建設、観光等の活動を原則禁止。 - 領海基点にある島等:特別保護を実施(標識設置、保護範囲内における地形改変の可能性のある活動等の原則禁止)。
フランス	フランス南方領土の自然リザーブ設置に関する行政命令(2006年)	海外省(Le Outre-Mer)	- フランス南方・南海領土(TAAF)が対象。 - 自然エリア、資源、種、生物多様性などは国の共同財産であることを踏まえた適切な管理を実施 - 国外種の持ち込み、リザーブ内の環境に影響を与えるような物品の破棄、調査活動や探鉱活動を禁止
メキシコ	メキシコの島嶼領土の保全と持続可能な開発のための国家戦略(Estrategia Nacional para la Conservacion y el Desarrollo Sustentable del Territorio Insular Mexicano: ENI)(2012年)	国家環境局(Instituto Nacional de Ecología)	- 島嶼領土の豊かな生態環境の保全と持続可能な利用を目的として、主権、保全、持続可能な開発等の戦略を提示。 - 離島の保全戦略として、7つの戦略(①主権、②保全、③持続可能な開発、④財源確保、⑤機関や分野を超えた協調、⑥公共政策、⑦理解)を設定。 - 生物多様性、領域主権、天然資源等の観点から特に優先的に扱う島々を脅威要因とともに抽出し、海域を4つに分け、その中でそれぞれ優先順位付け。

アメリカ

施策の経緯等

- 遺跡保護法**(1906年)において、価値のある遺跡を国定記念物として宣言する包括的な権限を大統領に与えており、これに基づき、連邦政府は各記念物を適切に管理。
- 本法に基づき、以下の通り、2006年以降4つの離島(北西ハワイ諸島(Papahānaumokuākea)、マリアナ海溝(Marianas Trench)、太平洋離島(Pacific Remote Islands)、米領サモアのローズ環礁(Rose Atoll))について**海洋国立モニュメント・アクセス規制に関する大統領宣言**を発出。

特徴等

○採掘規制・漁業規制等

上記大統領宣言に基づき、各離島において規制(離島海域を海洋保護区(MPA)として設定)。**石油・天然ガスの探査・開発・生産は禁止**。**商業目的の漁業も禁止**(商務省NOAAが管轄)。ただし、**商務省長官が非商業的、持続的な漁業であると判断した場合は許可**(科学的調査・研究目的で行われる漁業を含む)。なお、北西ハワイ諸島については、2010年にUNESCO世界自然及び文化複合遺産に登録。

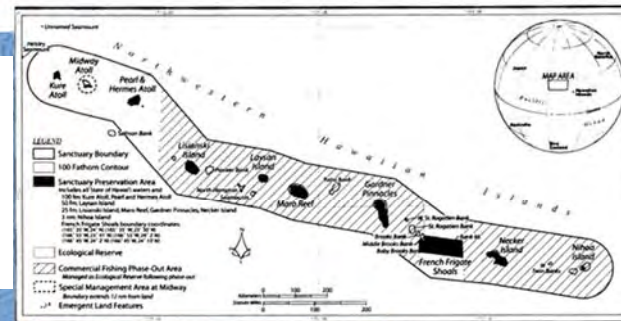
○米国のPapahānaumokuākeaとキリバスのフェニックス諸島のMPAに関する協定

“Sister Marine Protected Areas”として広域のMPAネットワークを形成する事、両者の経験の共有、責務(Duty)として環境保全を行う必要がある事、そのため協力して科学調査を行う必要がある事等が盛り込まれている。

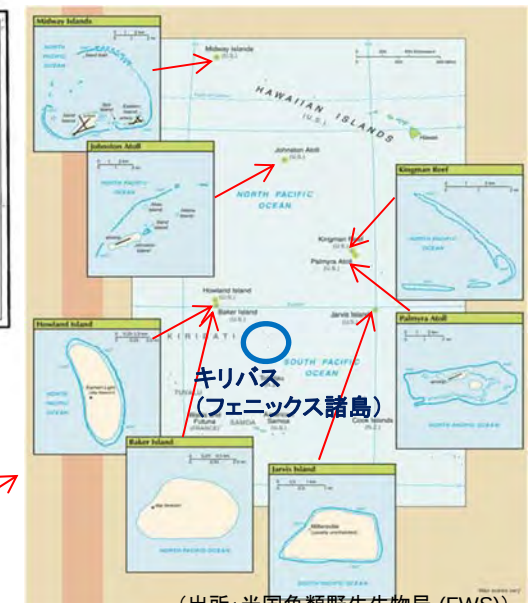
アメリカ

アメリカの海洋国立モニュメントの位置及び管理体制 (塗りつぶしがMPA範囲、その周縁の黄線がEEZを示す)

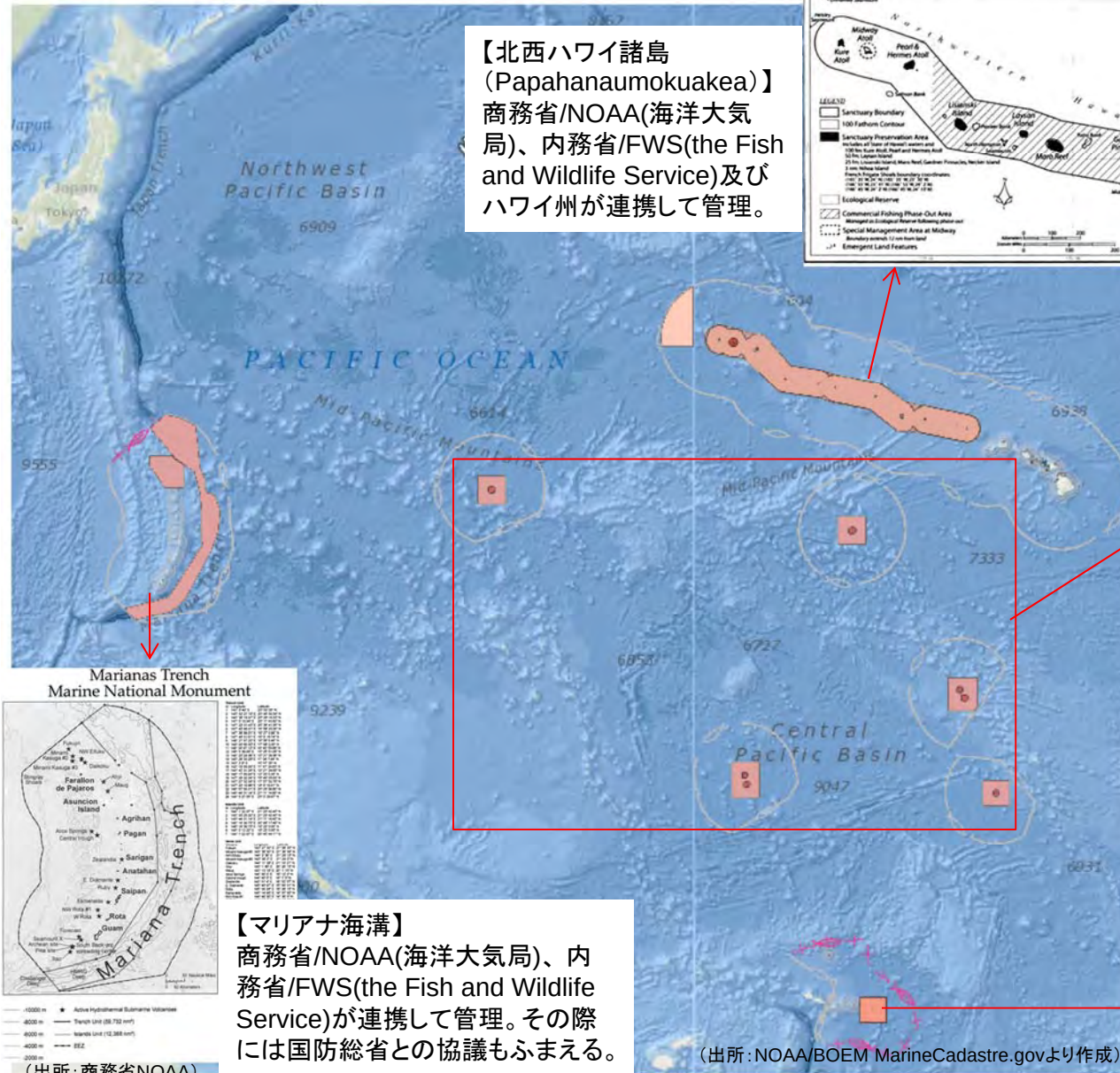
Northwestern Hawaiian Islands Marine National Monument



(出所: 商務省 NOAA)



(出所: 米国魚類野生生物局 (FWS))



【北西ハワイ諸島
(Papahānaumokuākea)】
商務省/NOAA(海洋大気局)、内務省/FWS(the Fish and Wildlife Service)及び
ハワイ州が連携して管理。

【太平洋離島】

商務省/NOAA(海洋大気局)、内務省/FWS(the Fish and Wildlife Service)が連携して管理。ただし、内務省と空軍との間の協定に基づきWake Islandの管理は引き続き国防総省が行う。

Wake Island及びJohnston Atollの管理に空軍が関わっている理由として、それぞれ第2次世界大戦中の物資補給拠点等として用いられた経緯あり。

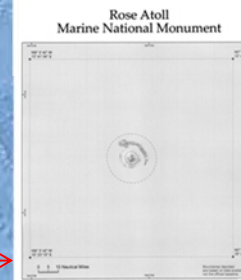
【ローズ環礁】

商務省/NOAA(海洋大気局)、内務省/FWS(the Fish and Wildlife Service)が連携して管理。管理計画や規則の発展・実施にあたっては、商務省が内務省と協議し、国防総省を含む官庁等と協力。

【マリアナ海溝】

商務省/NOAA(海洋大気局)、内務省/FWS(the Fish and Wildlife Service)が連携して管理。その際には国防総省との協議もふまえる。

(出所: NOAA/BOEM MarineCadastre.govより作成)



(出所: 米国魚類野生生物局 (FWS))



(出所: 商務省 NOAA)

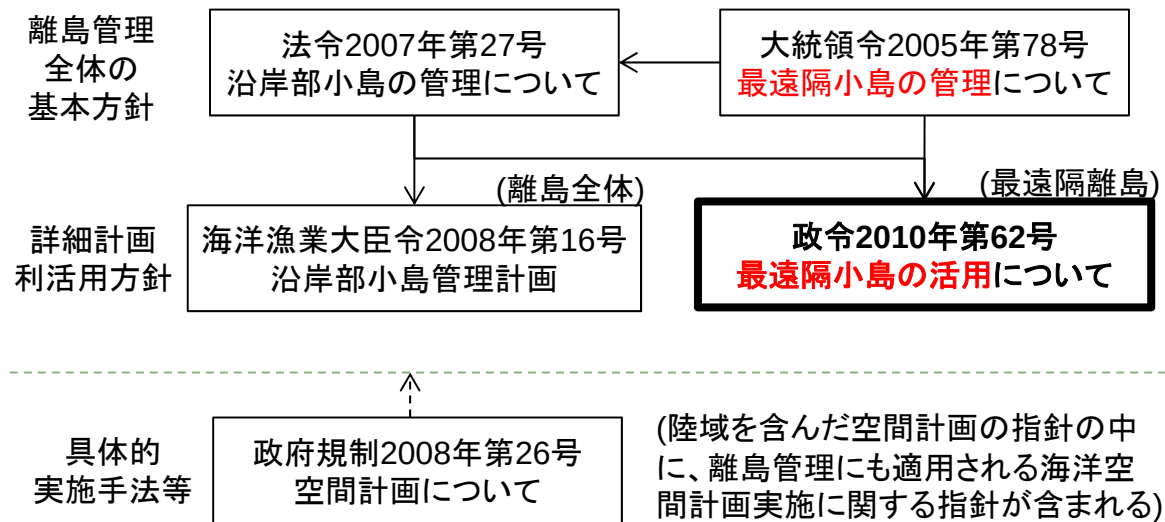
インドネシア

施策の経緯等

○離島の保全・管理を適切に行うため、各種管理法制を導入。

- **大統領令2005年第78号 (PP26 TAHUN 2005)「最遠隔小島の管理について」**： 基本的取り組み方針の提示
- 法令2007年第27号 (UU 27/2007)「沿岸部小島の管理について」： 離島管理全体の基本法(最遠隔離島に限らず)
- 海洋漁業大臣令2008年第16号 (PER.16/MEN/2008)「沿岸部小島管理計画」： 法令2007年第27号の詳細計画
- **政令2010年第62号 (PP 62 TAHUN 2010)「最遠隔小島の活用について」**： **最遠隔小島の詳細な利活用方針**
- (政府規制2008年第26号 (PP 26 TAHUN 2008)「空間計画について」： 海洋空間計画実施に関する指針を含む)

○遠隔地の島の調査、国連海洋法条約に基づく島のカウント(17,508島→13,466島に訂正→国連に提出予定)、地理情報局(BIG)による島の名付け等を実施。



インドネシア離島管理法制の体系



インドネシアの群島基線

(出所: Bakosurtanal)

インドネシア

特徴等

○政令2010年第62号「最遠隔小島の活用について」で、以下の通り、「**最遠隔小島**」という概念を定義。

- 「**最遠隔小島**」は、国際法および国内法に則した**基線の基準となる地理的座標基準点を有する小島**と定義。*なお、「小島」とは、面積が2,000平方キロメートル以下の島を指す
- **最遠隔小島は「特定国家戦略的重要性があるもの」であることを明言。**
- **最遠隔小島は防衛・安全保障、公共目的、環境保全目的でのみ用いられると定める。**現在、19州92島を管理対象として指定（大統領令2005年第78号「最遠隔小島の管理について」の付録でリスト化）。

○法令2007年第27号「沿岸部小島の管理について」を受けて、海洋漁業省の下に**海岸地域及び小島管理計画政策を担う機関として、海洋沿岸小島総局（仮訳）(DG KP3K)**を設置。

○また、同法で海洋空間計画（MSP/ゾーニング）の小島を含めた実施を規定（海洋漁業大臣令2008年第16号「沿岸部小島管理計画」で詳細を規定）。

島名	州	県
Sebatik	中部ジャワ	
Nusakambangan	中部ジャワ	
Miargas	北スラウェシ	タラウド諸島
Marampit	北スラウェシ	タラウド諸島
Marore	北スラウェシ	サンギヘ諸島
Lingayan	中部スラウェシ	トリトリ
Maratua	東カリマンタン	ブラウ
Wetar	マルク	南西マルク
Alor	東ヌサトゥンガラ	アロール
Enggano	ブンクル	北ブンクル
Simuk	北スマトラ	ニアス諸島
Subi Kecil	リアウ	ナトゥナ諸島

管理対象となる19州92島を大統領令2005年第78号「最遠隔小島の活用について」の付録でリスト化。

更に2012年中に開発がなされるべき12島（上記）を特定した模様。

オーストラリア

施策の経緯等

○環境保護および生物多様性保全法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (EPBC Act))

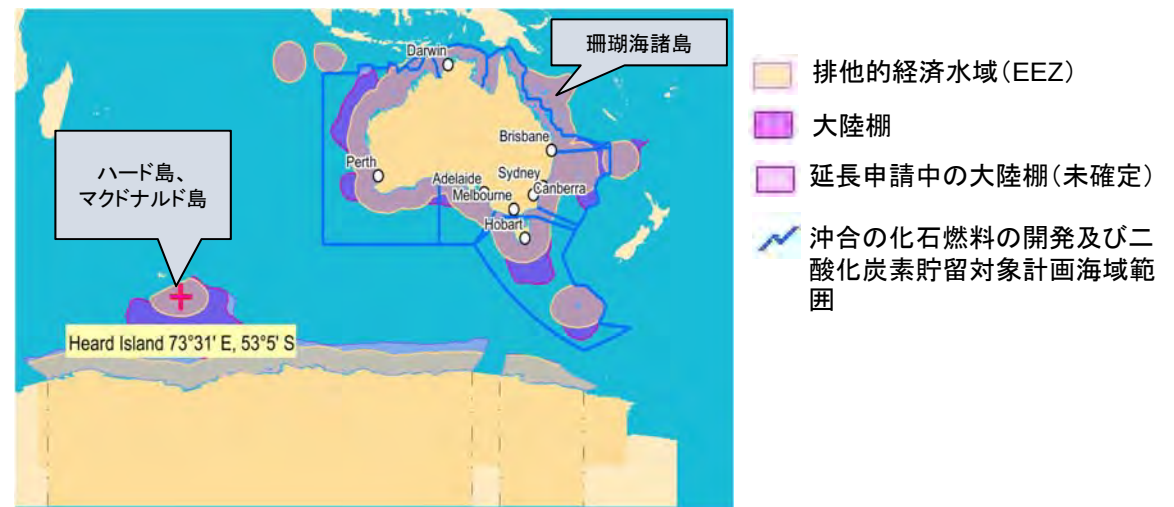
- ・海洋エリアを連邦海洋保護区 (Marine Reserve) に指定し、在来種に影響を与える行動、商業活動や石油・ガスの探査活動を含む特定活動を禁止 (ただし、管理計画の中で明確に規定がある場合や国立公園長により認可されている場合はその限りでない)。
- ・ハード島及びマクドナルド島 (Heard Island and McDonald Islands (HIMI)) 海洋保護区 (2002年)、珊瑚海 (珊瑚海諸島が含まれる) 海洋保護区 (2012年) 等、複数の海洋保護区を設定 (EPBC Act 自体は豪州全域が対象) し、その管理計画を策定。
- ・1997年にハード島及びマクドナルド島並びに周辺海域を世界自然遺産登録。

特徴等

ハード島及びマクドナルド島、珊瑚海諸島共に管理計画において、それぞれ以下の活動について許可が必要とされている。

- ・ 商業的漁業
- ・ 非商業的漁業
- ・ 商業的ツーリズム
- ・ 探鉱活動*
- ・ 商業的船舶の通行
- ・ 養殖*
- ・ 商業的メディア活動
- ・ 商業的撮影
- ・ 工事及び掘削を伴う建造物

(*ただし、珊瑚海諸島においては、探鉱活動及び養殖についての規制に関する記述は見当たらない。)



豪州の主要な管理・保全対象離島の位置

施策の経緯等

○無人島嶼の保全及び管理に関する法律(2010年施行)

無人島嶼とその周辺海域を体系的に管理することが目的。

○無人島嶼総合管理計画(2010年)

「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」に基づき、国土海洋部長官が10年毎に策定。

特徴等

・無人島嶼を4類型に分類した上で、各種行為を規制。

【絶対保全無人島嶼】

出入、建設物又は工作物の新設及び増改築、土地の形質変更、野生動・植物の搬出入等の原則禁止。

【準保全無人島嶼】

自然環境又は生態系の保護のために緊急措置が必要な場合、一定期間、出入を制限。

建設物又は工作物の新設及び増改築、土地の形質変更、野生動・植物の搬出入等の原則禁止。

【利用可能無人島嶼】

海洋レジャー活動、観覧を目的とした探訪行為等、無人島嶼の形状を破壊しない範囲内の行為は可能。

【開発可能無人島嶼】

開発事業計画の作成、管轄市・道知事の承認(一定規模以上は国土海洋部長官の承認)が必要。

・領海基点となる無人島嶼については、国が特別管理計画を策定することができるとされている他、国に定期的な報告及び管理体系の作成や形状破壊防止措置を義務付け。

施策の経緯等

○無人海島保護及び利用管理規定(2003年)

無人島の管理の強化及び生態環境の保護、国家の海洋権益保護及び国防面の安全維持が目的。

○海島保護法(2010年)

- ・島及び周辺海域の生態系保護、天然資源の合理的開発、利用、国家の海洋権益の確保等が目的。
- ・有人島及び無人島が対象。

特徴等

- ・無人島が国に帰属すること、島の名称を定めること、島名標識の設置、海島保護計画の作成等を規定。
- ・有人島は生態系の保護を目的として、開発禁止区域及び開発制限区域の設定、開発、建設の際の環境影響評価、植生荒廃防止措置、生態系の修復等を実施。
- ・無人島は現状維持を目的として、採石、海砂の採取、林木の伐採及び生産、建設、観光等の活動を原則禁止。全国海島保護計画で定めている利用可能な島を開発、利用する場合は、省等の許可が必要。
- ・領海基点にある島等については、特別保護を実施することとしており、保護範囲を定め、はっきりと目立つ標識を設置するとともに、保護範囲内の建設工事及び地形を改変する可能性のある活動を原則禁止。
- ・2011年4月に無人島開発リストが発表され、176箇所の無人島の使用权が開放(概ね大陸部に近い島に限られる)。また、同11月には開放の第1弾として浙江省の大羊嶼島の使用权(50年)が競売にかけられるなど、開発に係る取り組みも実施。

フランス

施策の経緯等

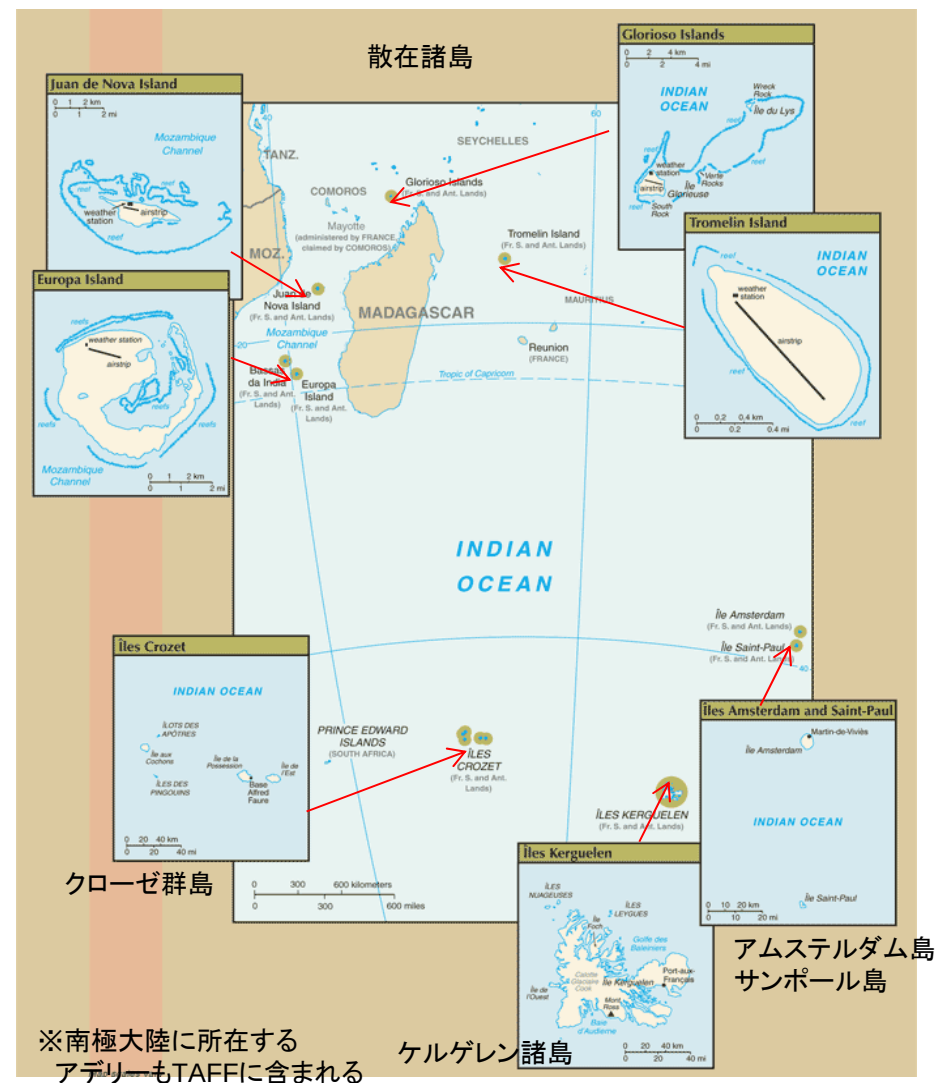
○フランス南方領土の自然リザーブ設置に関する行政命令

自然エリア、資源、種、生物多様性などは国の共同財産であることを踏まえ、適切な管理を実施。

特徴等

- 国外種の持ち込み(動植物)、リザーブ内の環境に影響を与えるような物品の廃棄、調査活動や探鉱活動、許可の与えられていない鉱物収集、上空300m以下の部分における飛行、自動車類の走行の禁止(原則として、駐留軍基地には適用されない)
- 約26 millionユーロの予算、独自財源(漁業、切手販売、旅行者への課税など)、海外省からの助成金、エコロジー省からの財政援助から得ている。
- レユニオン(Reunion)島から出発する海洋調査船 Marion Dufrenoyeによって、TAAFに対して物資補給を実施(燃料補給には軍用航空機も利用)

TAAFの配置(マダカスカル周辺のインド洋)



施策の経緯等

○国家環境局が主導し、産官学の各分野代表による検討を実施(2009年から「メキシコ島嶼部の保全と持続可能な開発に向けた全国会合」を開催)

○メキシコの島嶼領土の保全と持続可能な開発のための国家戦略(ENI)(2012年)

【背景】

- ・国連海洋法条約、生物多様性条約といった国際社会の取り決めへの対応
- ・カリフォルニア湾がUNESCOの世界遺産、及び人間と生物圏計画における生物圏保存地域に指定されたこと
- ・レビリヤヒヘド群島(Revillagigedo)等複数の島嶼がラムサール条約における国際的に重要な湿地に指定されたこと
- ・島嶼領土の経済的・地政学的な重要性が十分に認識されておらず、クリッパートン島(Clipperton)の領有権を喪失(仏国取得)

○ENI以前の取り組み(個別に実施)

- ・メキシコ憲法に基づく領土主権の主張(島嶼部、特に絶海孤島にはメキシコ海軍省SEMAR)の基地を設置)
- ・1930年代以来、各島嶼部にて漁業組合の形成を促進。恒常的な海洋資源の利用を促進
- ・自然保護区(Área Natural Protegida: ANP)の設定(現在までに連邦法令により、23地区を指定)

メキシコの島嶼領土の
保全と持続可能な
開発のための
国家戦略(ENI)
の構成



1. メキシコ島嶼領土の価値と将来的な意義
 2. ENIの役割と目的、及びENIの策定ならびに実行の基礎となっている原則等
 3. **7つの戦略**(優先すべき点)
 - ① **主権**(Soberanía)(= **領土・領海権の主張**)
 - ② 保全(Conservación)(= 自然保護)
 - ③ 持続可能な開発(Desarrollo sustentable)
 - ④ 財源確保(Financiamiento)
 - ⑤ 機関や分野を超えた協調
 - ⑥ 公共政策(Políticas Públicas)
 - ⑦ 理解(Conocimiento)
- *これら戦略のもとに41の目標(metas)が設定され、これを達成するため短期計画(2014年までの2年間)、中期計画(2016年までの4年間)、長期計画(2020年までの8年間)を設定
4. 2009年の「メキシコ島嶼部の保全と持続可能な開発に向けた全国会合」の結果として特定された、**特に優先して方策を講じるべき島**の提示
 5. ENIの完遂に向けた方策(定期的かつ柔軟な見直し等)→**毎年進捗評価**を行う。また、他の関連機関(内務省、海軍省等)がENI実施に協力することを指示

特徴等

○**離島保全の戦略の設定**(ENI3章):7つの戦略のうちの一つ目として「主権」(=領土・領海権の主張)を設定。

◇達成目標: 国益のため島嶼領土(TIM)に対する領域主権を堅固なものとする

◇現状: 連邦内での島嶼領土の帰属問題

- ・ 帰属が州か連邦政府かはっきりしない島嶼領土が多く存在する
- ・ 外国人や外国籍企業に売却されてしまった島嶼部の土地もある
- ・ 憲法第27条で、大陸棚及び島棚の天然資源は全て国家に直接帰属するものとされているが、島嶼部の陸地の天然資源に関しては明確に規定されていない

◇主要計画

- ・ TIMの帰属を明確化する法的基盤整備
- ・ 特に重要な島の調査・監視、(海軍基地等の)インフラ建設を進め、実効的な領有権を強固にする 等

○**優先離島の特定**(ENI4章): 生物多様性、領域主権、天然資源等の観点から特に優先的に扱う島々を脅威要因とともに抽出。海域を4つに分け、その中でそれぞれ優先順位付け。

- ・ 中南部太平洋海域の優先順位1位であるレビリヤヒヘド群島(Archipelago de Revillagigedo)における脅威要因の一つは「領域の喪失」であり、その対策案を明示(軍駐在・演習の最適化、違法漁業監視のための設備充実等)
- ・ ENI全体としての目的は環境保護を中心とした保全であり、主権(領土・領海の主張)はその一部。優先離島の中で領土保全を目的として明示している島はレビリヤヒヘド島のみ。



4海域分類とレビリヤヒヘド群島の位置

(出所: 国家環境局(Instituto Nacional de Ecología))